

規制の事後評価書

法令の名称：覚せい剤原料を指定する政令

規制の名称：覚せい剤原料を指定する政令の一部改正（覚せい剤原料の指定）

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

評価実施時期：令和7年1月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

・以下の物質を覚醒剤原料として指定するもの。

○2, 6-ジアミノ-N-(1-フェニルプロパン-2-イル)ヘキサンアミド（塩類及びこれらのいずれかを含有するものを含む。）

<今後の対応>

■そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

■おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

■おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

■おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①公共の福祉の増進	事前評価時	当該物質を覚醒剤原料に指定した場合、厳しい取締りの対象となることにより、適正な管理及び流通が確保され、違法な覚醒剤製造による健康被害、事件発生の防止が図られ、保健衛生上の被害を防止し、公共の福祉の増進が図られると考える。
	事後評価時	当該物質を覚醒剤原料に指定し厳しい取締りの対象となったことにより、適正な管理及び流通が確保され、違法な覚醒剤製造による健康被害、事件発生の防止が図られ、保健衛生上の被害を防止し、公共の福祉が増進したと考えられる。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①申請及び保管設備等に要する費用	事前評価時	当該物質を覚醒剤原料に指定した場合、厳重な取扱いが義務づけられることになる。一般的に、新規に覚醒剤原料を取り扱おうとする者には、免許、許可等の申請にかかる申請費用及び事務負担、保管設備の設備費用、各種届出、報告、記録に係る事務負担等の負担が増加すると考えられる。
	事後評価時	本指定物質のみに関連する申請等について、個別抽出の上で評価することは困難である。また、本物質は医薬品として流通していることから、その取扱いは基本的には病院等が主となると考えられるが、病院等であれば既に覚醒剤原料の取扱い資格を有している施設が大半であることから、本規制に伴い新たな申請がされることはほとんど無いと考えられる。以上から、新規での申請等についてはほとんど見込まれず、大幅な負担の増加はなかったと考えられる。

■行政費用

		算出方法と数値
—	事前評価時	
	事後評価時	

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■その他の負担

・

3 考察

- ・ 新たに覚せい剤原料に指定した物質は、現在の社会情勢に照らしたとしても、保健衛生上の危害が大きいことに変わりなく、国際的に覚せい剤原料相当と認められたものであり、本規制を継続することが妥当である。